

第6部 津波対策

第1章 津波対策の基本

津波防災体制の整備に係る諸事業及び津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）等が発表された場合の区の防災体制と区民の避難行動等について必要な事項を定めています。

なお、海外等遠隔地を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。

第1節 津波の予測

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示され、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定することが基本とされました。

第2節 減災レベルの津波の想定

本市における津波の想定は、平成23年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする減災レベルの津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

第3節 防護レベルの津波の想定

東日本大震災以降、神奈川県が公表している津波浸水予測図によれば、慶長型地震以外の地震による津波でも市域が浸水することが予測されており、県など関係自治体と協議を進め、防護レベルの津波は、「元禄型関東地震」による津波の想定とします。

第4節 津波による被害

本市が減災レベルの津波として想定している「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心として、津波による死者が595人、全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟、道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生すると想定されています。

神奈川区における津波浸水による被害想定（慶長型地震）

	死者（人）	全 壊（棟）	半 壊（棟）
神奈川区	171	321	3,946

第2章 災害予防等

1 減災レベルの津波に対する災害予防対策

(1) 津波避難場所・施設の指定

浸水が予測されている区域から、安全な高台や建物におおむね10分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所・津波避難施設の確保に努めます。

(資料06 「神奈川区津波避難施設一覧」参照)

(2) 情報伝達手段の整備

津波警報等が発表された場合、避難対象区域周辺にいる住民や観光客等に迅速な周知を可能とするため、津波警報伝達システム、防災情報Eメール、Yahoo！防災情報、緊急速報メール、広報車など複合的な手段を用いた広報活動に努めます。

(資料07 「神奈川区津波警報伝達システム設置場所一覧」参照)

(3) 防災意識の啓発

「津波からの避難に関するガイドライン」や津波避難情報板、海拔標示などを活用し、防災訓練、講演会等のあらゆる機会を捉えて、津波に関する正しい知識、防災意識の高揚、津波対策の周知等を広報します。

(4) 訓練

平常時から、津波に対して早期かつ迅速に避難・退避できるよう、避難に適した経路や高台、建物などを把握するための避難訓練などを時間や季節など様々なケースを想定しながら実施します。そのことにより、地域と連携した防災意識の高揚を図るとともに、市内外から沿岸部等に訪れる人への避難行動の啓発を行います。

2 防護レベルの津波に対する災害予防措置

防護レベルの津波に対しては、これまでの高潮対策の状況、河川や水路への津波の遡上に対する検討等を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域それぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、被害を防ぎます。

第3章 災害応急対策等

第1節 津波警報等発表時の措置

1 津波警報等又は津波予報の発表

(1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に津波警報等を発表します。

	予想される津波の高さ		解説
	発表する値	定性的表現	
大津波警報	10m 超	巨大	◆ 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルに避難してください。
	10m		◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	5 m		
津波警報	3 m	高い	
津波注意報	1 m	(表記しない)	◆ 海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れてください。 ◆ 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

(2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、東京湾内湾で次の範囲となっております。

千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)
東京都(特別区に限る。)
神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)



2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合（市域に地震による揺れがなかった場合等）は、次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき	市災害対策本部	区災害対策本部
大津波警報が発表されたとき		

(2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波警報等の解除が発表されたとき
- イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき

(3) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	総務局、政策局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

3 津波警報及び津波予報の収集、伝達

危機管理室より津波警報等及び横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の伝達を受けたときは、構内放送、広報車等を活用し、区民に対して迅速かつ確実に伝達を行います。なお、神奈川区内には、津波警報や避難情報を広報する「津波警報伝達システム」が11箇所設置されています。(資料7 津波警報伝達システム設置場所等一覧参照)

第2節 避難対策等

1 避難指示

原則として、津波警報または、大津波警報が発表された場合は避難指示を発令することとします。

避難指示は、津波警報伝達システム、Ｌアラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災情報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表、地域への連絡などの手段を活用して、伝達します。

2 避難対象地域

避難対象地域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、更に河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた地域とします。

避難対象区域が含まれる町丁一覧

神奈川区			
青木町	神之木町	台町	東神奈川一・二丁目
出田町	金港町	宝町	広台太田町
入江一・二丁目	幸ヶ谷	反町1丁目	ニッ谷町
浦島町	子安台一丁目	千若町1～3丁目	星野町
恵比須町	子安通1～3丁目	鶴屋町1～3丁目	瑞穂町
大口通	栄町	七島町	守屋町1～4丁目
大野町	新浦島町1・2丁目	西神奈川一丁目	山内町
神奈川一・二丁目	新町	西寺尾二丁目	
神奈川本町	鈴繁町	橋本町1～3丁目	

3 津波避難場所

(1) 津波避難の基本

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、区民自らが、直ちに避難することを判断し、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難することとします。

(2) 公共施設及び民間施設の津波避難施設への避難

避難施設に指定、又は避難施設として使用する協定を締結している公共施設及び民間施設に避難します。

(資料06「神奈川区津波避難施設一覧」参照)

